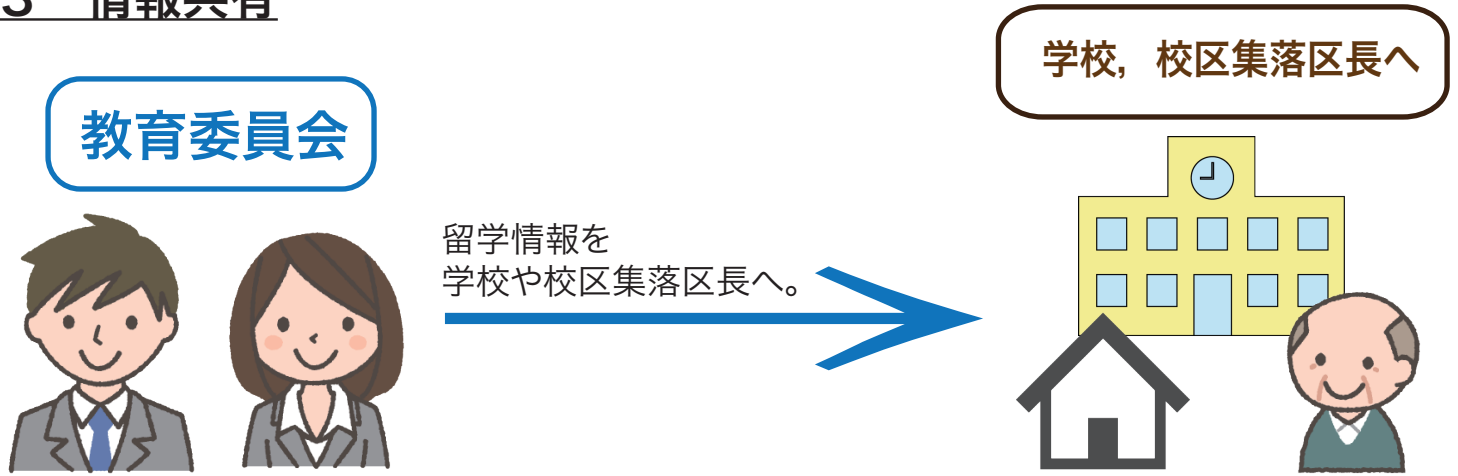
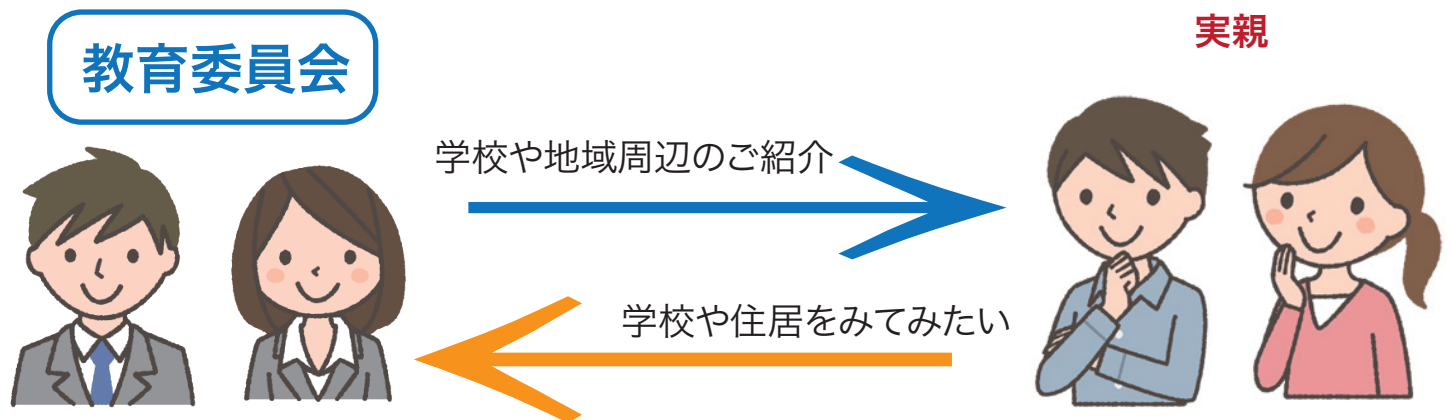


3 情報共有



4 希望者へ学校や地域の情報



※極力、受け入前に現地の学校見学や里親先の住居を内見し生活環境を確認していただきます。

5 契約

保護者、本人及び里親となる方、山海留学実施委員会、教育委員会で契約を取り交わします。

※留学期間は基本的に、最低1年間ですが次年度も引き続き在籍したい場合は、ご本人・保護者及び里親の希望により更新できます。

〈必要な事務手続き〉

- ①保護者は在籍校で転出手続きを行う。併せて、役所で本人の住民票異動を行う
- ②保護者は天城町役場にて、本人の住民登録を行う
- ③そのあと保護者は本人に同行し、現地の学校にて転入手続きを行う。



6 山海留学の始まり